

利用者のために

1 調査の目的

漁業経済調査は、漁業経営体の経営動向を明らかにし、水産行政の基礎資料を作成することを目的として実施している。

2 調査の種類

漁業経済調査は、漁家経済調査、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査からなっている。

本書は、漁家経済調査の結果について収録したものであり、中小漁業経営体経済調査及び大規模漁業会社経済調査の結果については、別途「漁業経済調査報告（企業体の部）」に掲載する。

3 調査の機構

この調査は、農林水産省大臣官房統計情報部及び地方統計情報組織を通じて実施した。

4 調査対象

この調査では海面漁業漁家及び海面養殖業漁家を対象としており、それぞれの定義は次のとおりとした。

(1) 海面漁業漁家

海面漁業を営む個人経営体（5年ごとに実施される漁業センサス（今回の調査は第9次漁業センサス結果を利用した。以下同じ。）で把握された個人で漁業を自営する経営体）のうち、使用する動力漁船の合計トン数が10トン未満のもの及び主として（販売金額1位のもの。以下同じ。）小型定置網漁業を営むものとした。

ただし、主として地びき網漁業を営むものは除いた。

(2) 海面養殖業漁家

海面養殖業を営む個人経営体のうち、主としてのり養殖業、かき養殖業、真珠養殖業（いかだ100台未満）、真珠母貝養殖業、ぶり類養殖業、わかめ養殖業、ほたてがい養殖業及びたい類養殖業を営むものとした。

ただし、漁船非使用のものは除いた。

5 調査標本の選定

(1) 海面漁業漁家の選定は、漁業センサス結果を基礎として母集団整備を行い、経営体階層ごとの標本数を決定し、大海区都道府県別の経営体数に比例して標本数を配分した。

標本の抽出に当たっては、層別二段抽出法として次の方法で行った。

ア 第1次抽出では、漁業センサスで設定した漁業地区を集めて海面漁業漁家の戸数がおおむね250戸となるように漁業地区集団を編成し、この中から、標本漁業地区集団を任意抽出した。

イ 第2次抽出では、上記アにより抽出された標本漁業地区集団の経営体について経営体階層ごとに「漁家リスト」を作成し、経営体階層別配分標本数で等分したグループの中から、それぞれ1経営

体を無作為に抽出した。

- (2) 海面養殖業漁家の選定は、(1)と同様に漁業センサス結果を用い、養殖種類別の標本数を決定し、大海区都道府県別の養殖種類別経営体数に比例して標本数を配分した。

標本の抽出に当たっては、層別二段抽出方として次の方法で行った。

- ア 第1次抽出では、漁業センサスの結果から、養殖種類別に当該養殖業経営体が多い順に漁業地区を抜き出しリストを作成した。次にリスト上位の漁業地区から順に、おおむね1/2の漁業地区を標本漁業地区候補として抽出し、その中から、経営形態、地理的条件等を考慮して標本漁業地区を決定した。
- イ 第2次抽出単位として、上記アにより抽出された標本漁業地区の当該養殖業漁家リストを作成し、大海区都道府県別の当該養殖業配分標本数で等分したグループの中から、それぞれ1経営体を無作為に抽出した。

6 調査期間

海面漁業漁家については、平成12年1月1日から同年12月31日までの1年間、海面養殖業漁家については、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間とした。

7 調査事項

(1) 概況

世帯員状況、漁船状況、海面養殖施設面積、農業経営耕地面積

(2) 操業状況

漁業労働状況、生産量

(3) 収支状況

漁業収入・支出、漁業外事業収入・支出（水産加工業、農業等）、事業外収入・支出、租税公課諸負担、家計費総額

(4) 財産状況

固定資産、流動資産、負債（期首・期末）

8 調査方法

- (1) 調査票は日記帳及び漁家台帳からなり、日記帳は現金・現物、掛取引及び漁業労働に関する事項について標本漁家が記入し、漁家台帳は出張所職員が漁家の概況及び財産内容を聞き取り調査して記入した。
- (2) 調査結果の取りまとめは、日記帳に記入された収支及び労働状況を仕訳・集計し、漁家台帳の概況及び財産内容と併せて、個別漁家ごとの年計表を作成した。

9 統計表の編成

本書では、海面漁業漁家については経営体階層区分別に、海面養殖業漁家については主として営んだ養殖種類別に漁家1戸当たりの平均値を表示した。

なお、それぞれの区分は以下のとおりである。

ア 経営体階層区分

使用する動力漁船の合計トン数で、1トン未満、1～3トン、3～5トン及び5～10トンの4階層に区分し、それに主として小型定置網を営んだものを加えた5階層に区分した。

イ 養殖種類

主として営んだ養殖種類により、のり養殖業漁家、かき養殖業漁家、真珠養殖業漁家、真珠母貝養殖業漁家、ぶり類養殖業漁家、わかめ養殖業漁家、ほたてがい養殖業漁家及びたい類養殖業漁家の8階層に区分した。

(1) 累年統計

全国値を平成7年から12年までの6年間について表示した。

(2) 海面漁業漁家統計

ア 海区階層別統計

大海区（北海道区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の8地域）に分けて表示した。

イ 主とする漁業種類別統計

主として営んだ漁業種類により、小型底びき網（縦びき）、小型底びき網（その他）、網漁業（底びき網を除く）、沿岸いか釣、釣漁業（沿岸いか釣を除く）、はえ縄漁業、採貝・採藻、小型定置網及びその他の漁業の9区分に分けて表示した。

ウ 最盛期の漁業従事者数別統計

最盛期（漁業の海上作業に従事した人が最も多かった時期）の漁業の従事者の人数で、2人以下、3～5人、6～10人及び11人以上の4区分に分けて表示した。

エ 漁業依存度別統計

漁業所得のうち、どれほどが漁業所得に依存しているかで、50%未満、50～80%及び80%以上の3区分に分けて表示した。

オ 出漁日数別統計

出漁した日数で、30～89日、90～149日、150～199日、200～249日及び250日以上の5区分に分けて表示した。

カ 投下労働時間別統計

自営漁業の生産のため投下された労働時間で1,000時間未満、1,000～3,000時間、3,000～5,000時間、5,000～8,000時間及び8,000時間以上の5区分に分けて表示した。

キ 漁業投下固定資本額別統計

漁業経営のために投下された固定資産の額で、100万円未満、100～300、300～500、500～1,000及び1,000万円以上の5区分に分けて表示した。

ク 漁家経済余剰別統計

漁家の1年間の生産活動、所得活動、消費生活の結果次期生産活動のための投資や預貯金等に振り分けられた金額で、マイナスのもの、50万円未満、50～100、100～200、200～300、300～500、500～800及び800万円以上の8区分に分けて表示した。

(3) 海面養殖業漁家統計

ア 地帯面積規模別統計

(ア) 地帯区分

- ・ のり養殖業について、全国、東北、東京湾、東海、有明海及び瀬戸内海に区分した。
- ・ かき養殖業について、全国、東北、瀬戸内海に区分した。

(イ) 面積規模区分

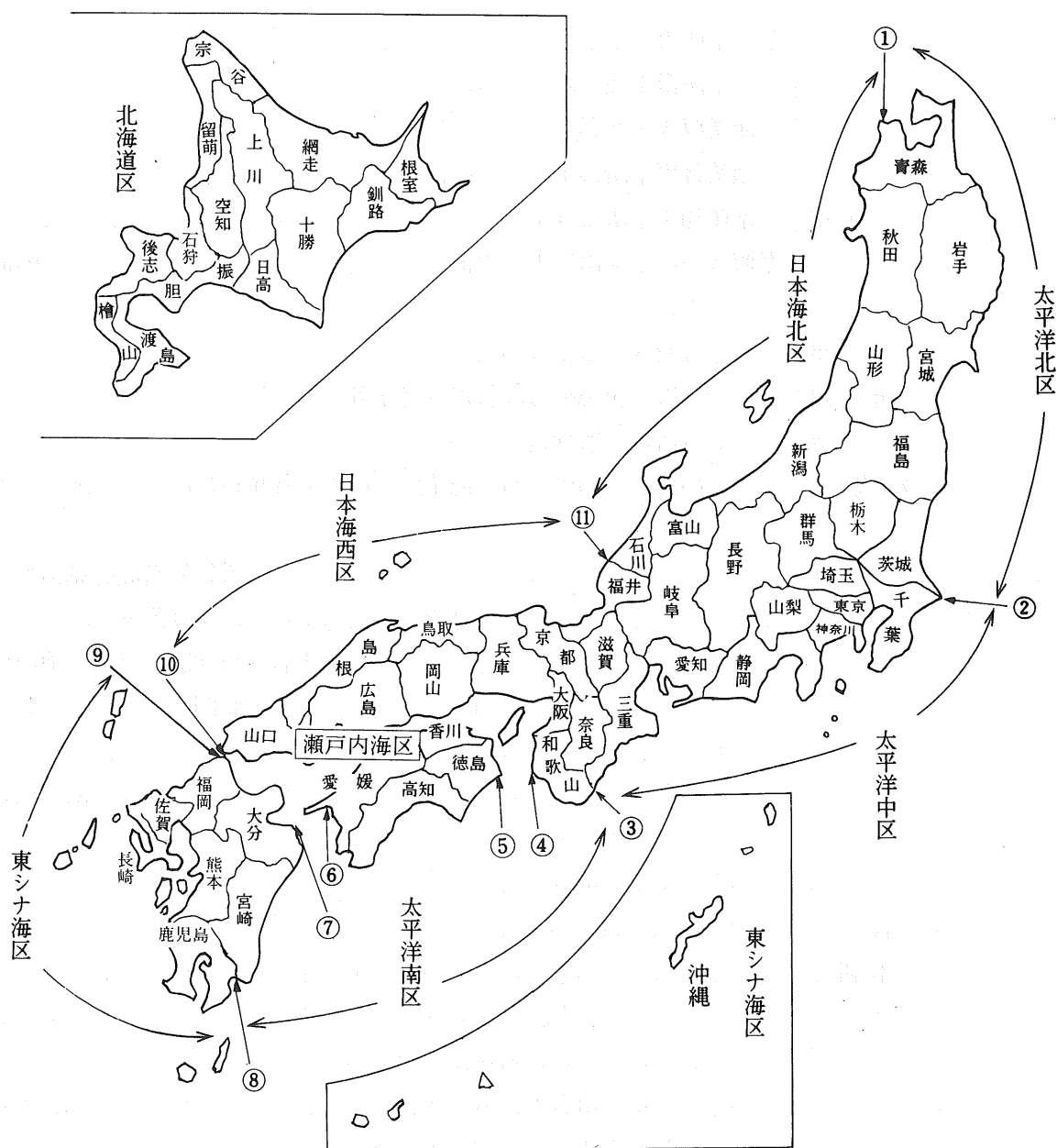
- ・ のり養殖業の全国について、養殖施設面積30a未満、30～50a、50～70a及び70a以上に区分した。
- ・ かき養殖業の全国について、養殖施設面積10a未満、10～30a及び30a以上に区分した。

イ 養殖部門別統計

養殖業漁家の主として営んだ養殖部門について、その経営収支を明らかにするため、養殖業漁家の全ての経営収支から、当該養殖部門に関する収支を切り離し掲載した。

大海区・大海区別都道府県（地域）区分図

（水域区分ではなく地域区分である。）



- ① 青森県東津軽郡三厩村竜飛漁業地区と北津軽郡小泊村小泊漁業地区の境界
- ② 茨城県と千葉県の境界
- ③ 三重県と和歌山県の境界
- ④ 和歌山県日高郡美浜町三尾漁業地区と日高町比井崎漁業地区の境界
- ⑤ 徳島県海部郡由岐町伊座利漁業地区と阿南市椿泊漁業地区の境界
- ⑥ 愛媛県八幡浜市八幡浜漁業地区と西宇和郡保内町川之石漁業地区の境界
- ⑦ 大分県北部郡佐賀関町佐賀関漁業地区と神崎漁業地区の境界
- ⑧ 宮崎県と鹿児島県の境界
- ⑨ 福岡県北九州市旧門司漁業地区と田ノ浦漁業地区の境界
- ⑩ 山口県下関市下関漁業地区と壇ノ浦漁業地区の境界
- ⑪ 石川県と福井県の境界

大海区：漁業の実体を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた地域区分で、北海道区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の8区分をもうけた。

10 用語の説明

総 括

(1) 漁家経済の概要

ア 漁家所得

事業所得（漁業所得＋漁業外事業所得）＋事業外所得

(7) 事業所得

漁業所得＋漁業外事業所得

(イ) 漁業所得

漁業収入－漁業支出

(ウ) 漁業外所得

漁業外事業所得＋事業外所得

(エ) 漁業外事業所得

水産加工業所得（水産加工業収入－水産加工業支出）＋農業所得（農業収入－農業支出）＋その他の事業所得（その他の事業収入－その他の事業支出）

(オ) 事業外所得

事業外収入－事業外支出

イ 可処分所得

漁家所得－租税公課諸負担（漁業外）

ウ 経済余剰

可処分所得－家計費

(2) 漁業経営の成果

漁家の経済活動のうち、漁業経営の主要な項目及び指標を取りまとめたものである。

ア 見積り家族労賃

漁業経営に投下された自家労働力について、労賃相当額を見積り、漁業経営費を算定するために計算するもので以下により行った。

a 見積り家族労賃の算定は、家族従事者の男女別に、調査地のほぼ類似した漁業雇用労働者の平均1日又は1時間当たりの労賃を算定し、これに労働日数又は延べ労働時間を乗じて算出した。

b 漁業雇用労働者の平均労賃が算定できない場合は、遊漁案内船の賃金及び土木工事等の労賃から類推して算出した。

イ 漁業経営費

漁業支出＋見積り家族労賃

ウ 漁業純収益

漁業収入－漁業経営費

エ 漁業見積り資本利子

漁業見積り資本利子とは、漁業投下資本額に一定の年利を乗じた額である。これは、漁業経営がすべて借入資本によって行われたと仮定した場合の利子負担を見積もったものである。

オ 漁業生産費用

漁業経営が雇用者と借入資本によって行われたと仮定した場合の費用総額であり、次式によって算出した。

$$\text{漁業経営費} + \text{漁業見積り資本利子}$$

カ 漁業企業利潤

漁業経営に必要な資本をすべて借入れし、用いた労働力をすべて雇用したと仮定し、これらの費用を支払った後に残る利潤に相当するものをいい、次式によって算出した。

$$\text{漁業収入} - \text{漁業生産費用}$$

キ 純生産

漁業生産によって新たに生み出された付加価値額であり、漁業粗収益から既に他産業などで生産された価値である物的費用を差し引いたものをいう。

なお、物的費用は次のものである。

1 漁業支出のうちの漁船費、諸施設費、漁具費、油費、えさ代、氷代、魚箱代、諸材料費、減価償却費（養殖業はこのほかに種苗代、母貝代、核代、塗染料費、加工用資材費）

2 漁業支出のうちの賃借料及び料金の4分の1、事務・管理費、その他の漁業支出の3分の1

具体的には次のように算出した。

漁業収入－〔漁業支出－雇用労賃－（賃借料及び料金×3／4）－（事務・管理費×2／3）－（その他の漁業支出×2／3）－漁業部門負債利子〕

(3) 漁業投下労働量・資本額

ア 漁業投下労働人員

イ 漁業投下労働時間

ウ 漁業投下資本額

自営漁業の生産のために投下された労働人員(家族+雇用+企画管理)

自営漁業の生産のために投下された労働時間(家族+雇用+企画管理)

漁業経営を漁家経済から分離した独立の企業単位として把握し、漁業経営のために投下された資本額を固定資本と流動資本の別に計上した。

(7) 固定資本

固定資産である土地、建物、漁船、漁網・はえ縄等の年度始めの現在価に、それぞれ漁業使用割合を乗じたものである。

(イ) 流動資本

〔漁業支出（減価償却費を除く。）＋見積り家族労賃〕×1/2

(4) 分析指標

ア 漁業固定資本装備率

漁業投下固定資本額÷最盛期の漁業従事者数

イ 漁業依存度

漁業所得÷漁家所得×100

ウ 家計費充足率

漁業所得÷家計費×100

エ 平均消費性向

家計費÷可処分所得×100

漁家の概況

(1) 世帯員の状況

ア 年度始め世帯員数

調査開始時点で、生活の本拠がその家にある家族と同居人の人数を計上した。具体的には住居と生計を共にしている者の人数である。

なお、短期間（6か月未満）の出稼ぎ、入院療養などで年度始めにいない者もここに計上した。

イ 年度始め他出家族

出稼ぎ・遊学・入院・就職等で長期間（6か月以上）家を離れているが生活の本拠がその家にある者で、年1回以上決まって送金してくる者とまだ経済的に独立していない就学中の子弟の人数を計上した。

ウ 漁業従事世帯員数

自営漁業に従事した世帯員のうち、年間の自営漁業従事日数が30日以上のもので、年度末現在いる者の人数を男女別、年齢区分別に計上した。

エ 15歳以上主職業別世帯員数（年度末）

年度末現在15歳以上の世帯員のうち、年間の労働日数が60日以上のものについて、最も労働日数の多い仕事を主職業として人数を計上した。

(2) 経営の状況

ア 使用漁船

所有・借入れに関係なく、年度内に使用した漁船について計上した。ただし、代船建造があった場合は、代船のみを計上した。

イ 養殖施設面積

養殖施設が海面を占有している面積（投影面積）をいい、船通し、潮通しは含めない。

ウ 耕地面積

調査期間1か年間に、農業生産に利用した田畑（自作地+小作地）の面積である。

操業状況

(1) 自営漁業投下労働量

ア 出漁日数

漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日と数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数とする。

イ 出漁回数

漁労作業を目的として出港してから入港するまでを1回として数えた運航回数。

ウ 最盛期の漁業従事者数

当該漁家において過去1年間に漁業（養殖業）の海上作業（養殖業には陸上作業を含める。）に従事した人が最も多かった時期の人数。

エ 労働人員・時間

自営漁業生産のための労働を海上・陸上に区分し、それぞれについて年度内の漁家の労働投下量を家族（男・女）、雇用者、企画管理労働別に延べ人員（人×日）、延べ時間（人×時間）で計上した。

(2) 生産量

ア 漁獲量

漁労作業によって得られたすべての水産動植物の数量で、販売、自家用（加工、食用）としたもののほか、労賃の現物支払いや物々交換、贈与したものを含め、廃棄したものは除いた。

イ 収獲量

海面養殖業によって得られた生産物の数量を計上した。計上の対象としたものは上記アの漁獲量の場合と同じ。

漁家の収入

(1) 漁業収入

年度内の漁業経営の結果得られた収入の総額であって、漁獲物（収獲物）の販売収入、現物処理〔自家消費、物々交換などを行った漁獲物（収獲物）〕の評価額のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含んでいる。なお、現物処理分の評価は、調査地における市場卸売価格によった。

ア 漁業生産物収入

自家の漁業の漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類、海藻類）を販売して得た現金・現物収入で、雇用者への現物支給、賃貸料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、家計での消費などすべての現物仕向を含む。

イ 養殖業生産物収入

自家の養殖業の収獲物を販売して得た現金・現物収入及び現物仕向。

ウ 育成中の養殖生産物の増加

年度始及び年度末に育成中の養殖生産物について、年度内における当該養殖生産物の成長、種苗購入等による増加額と売却等による減価額の差額を計上した。

エ 賃料収入

自家所有の漁船、漁網などの生産手段の一時的賃貸料、養殖種苗種付による収入。

オ 副産物収入

魚類、その他の水産動物類などの内臓物、貝殻などの副産物の現金・現物収入。

カ その他の漁業収入

手持ちの漁業用資材の転売収入等で、上記ア～オに含まれないすべての漁業収入。

(2) 漁業外事業収入

漁業経営以外に漁家が兼営する水産加工業、農業、林業、商業などの事業について、当該年度内に経営の結果得られた総収入。

(3) 事業外収入

労賃収入、地代・配当・利子などの財産で得ることができる収入、年金・補助金・補償金収入、家事収入、被贈収入などで事業の範ちゅうに含まれないすべての収入。

漁家の支出

(1) 漁業支出

漁業収入をあげるのに要した費用の総額であって、年度内に発生した費用及び当該年度内に負担すべき漁業用固定資産の減価償却の合計額。

ア 雇用労賃

自家漁業のための雇用者に支払うすべての現金・現物労賃。

イ 漁船費

船具、機関備品、電気機具・冷凍装置等の備品及び漁船の補修・修理の諸材料・部品費等。

ウ 諸施設費

陸上施設、養殖施設の備品・諸材料及び補修・修理費。

エ 漁具費

網具、釣縄具及び一般的に漁具と呼ばれているものの購入代及び漁具の補修・修理のための諸材料、部品費。

オ 油費

重油、軽油、灯油、潤滑油などのすべての油費。

カ えさ代

漁獲に要するえさ代、いけす等で育成中の水産動物に与えるえさ代。

キ 氷代

漁獲物、収獲物の鮮度保持のための氷代。

ク 魚箱代

漁獲物、収獲物を運搬・販売する際に必要な諸容器代。

ケ 種 苗 代	養殖業の種苗購入代。
コ 核 代	真珠養殖業のための核購入代。
サ 塗 染 料 費	養殖施設に塗るための塗染料類の購入代。
シ 加 工 用 資 材 費	加工施設材、加工用具類の購入代。
ス 諸 材 料 費	以上の資材費に含まれない諸材料、部品費等。
セ 漁 業 用 自 動 車 費	燃料費、修繕費、整備費等の漁業負担分。
ソ 賃 借 料 及 び 料 金	漁業用生産手段の一時的賃借料、漁業に直接使用する土地等の賃借料、販売のために支払った運搬料及び漁業のための各種料金、登録登記料。
タ 販 売 手 数 料	生産物を販売するため集荷販売業者に支払った手数料。
チ 事 務 ・ 管 理 費	役員給与・手当、事務職員給料及び事務所を運営する事務費のすべて及び企画管理労働に付随する費用である企画管理費。
ツ 漁 業 部 門 負 債 利 子	負債利子のうち、漁業部門が負担すべき額を計上した。
テ 物 件 税 ・ 公 課 諸 負 担	租税公課諸負担のうち、漁業経営を維持・継続していくために支払われた額を計上した。
ト その 他 の 漁 業 支 出	上記漁業支出のア～テの科目に含まれない漁業支出。
(2) 漁 業 外 事 業 支 出	漁業経営以外に漁家が兼営する水産加工業、農業、林業、商業などの事業について、それに要したすべての費用を計上した。
(3) 事 業 外 支 出	租税公課諸負担及び家計費を除く事業支出以外の支出であって、負債に対する支払利子（漁業外）、選挙費用などを計上した。
ア 負 債 利 子 (漁 業 外)	借入金の支払利子、手形割引料、掛買購入品の延滞利子のうち漁業部門が負担した額を除く。
(4) 租 税 公 課 諸 負 担	1年間に賦課された租税（直接税のみ）及び公課諸負担〔一般寄付、各種組合負担金、各種共済掛金、各種保険料（満期型保険は除く。）の賦課額をいう。〕のうち、漁業支出の物件税・公課諸負担に計上した額を除く。
(5) 家 計 費	漁家が生計維持のため要した費用である家計の経常的な支出のほか、冠婚葬祭などの家計の臨時的な支出並びに当該年度内に負担すべき家計用建物及び自動車の減価償却費部分を計上した。
漁家の財産	
(1) 資 産 の 在 り 高	
ア 固 定 資 産	漁家が、漁業及びその他の事業に使用するために所有する固定資産を計上した。
	ただし、土地・建物・自動車については、家計用も計上した。なお、共通して使用される物件についての各部門の負担分は、その物件の使用割合によって配分した。
(7) 土 地	漁家の所有する宅地・農地・山林などすべての土地を計上した。
a 期 首 現 在 高	期首現在所有している土地の、固定資産税課税台帳記載の課税評価額である。

		課税台帳に登録されていない土地については、見積り又は類推により評価計上した。
合計	b 期 末 現 在 高	年度内に異動がない限り、期首現在高と同額とし、年度内に異動があった場合、その増減額を期首現在高に加減した額を期末現在高として計上した。
賃借料、 記料。	(イ) 建 物	漁家の所有する住家、納屋、浜小屋、船小屋などすべての建物を計上した。
すべて	a 期 首 現 在 高	期首現在で漁家が所有している建物について、次式によって期首現在高を計上した。 $\text{期首現在高} = \text{購入価額} - (\text{減価償却額} \times \text{経過年数})$ $\text{減価償却額} = \frac{\text{購入価額} - \text{残存価額}}{\text{全耐用年数}}$ 注：以下の固定資産についても、建物と同様の方法で期首現在高を算出した。
支払わ	b 期 末 現 在 高	年度内に異動がない限り、期首現在高から減価償却額を差し引いた額とし、年度内に異動があった場合、その増減額と減価償却額とを期首現在高に加減した額を期末現在高として計上した。 注：以下の固定資産も、建物と同様の方法で、期末現在高を算出した。
などの	(ウ) 自 動 車	二輪車（原動機付自転車、自動二輪車、スクーター）、四輪車（乗用車、トラック、ライトバン等）、自動三輪車などを計上した。
負債	(エ) 漁 船 船 体	船殻、船体ぎ装、備品・属具を計上した。
漁業部	(オ) 漁 船 機 関	主機関（機関本体、軸系、操縦装置等）、補機関、船外機を計上した。
寄付、 ）の た額	(カ) 電気機器・冷凍装置	発電機本体、電動機、無線電信・電話、魚群探知機等の電気機器及び冷凍機器類（冷凍圧縮機、凝縮機等）等を計上した。
ほか、 家計	(キ) 漁 網 ・ は え 縄	漁網・はえ縄（網地、ロープ、附属品等）を計上した。
資産を	イ 流 動 資 産	
	(ア) 現 金	期首・期末現在の手持ち現金・小切手・為替を計上した。
なお、 の使用	(イ) 有 価 証 券	漁業協同組合出資金、農業協同組合出資金、株券、公社債などの期首・期末現在の払込済金額又は購入時の購入価額を計上した。
	(ウ) 預 貯 金	預貯金の預入先別の期首・期末現在の残高を計上した。
	(エ) 諸 掛 金	期首・期末現在の掛金残高を計上した。
	(オ) 貸 付 金	個人又は法人に対する貸付金の期首・期末現在の残高を計上した。
	(カ) 仮 払 金	労賃の前払い、漁業資材の前払いなどの仮払金の期首・期末現在の残高を計上した。
平価額	(キ) 売掛金（未収入金）	漁業及び漁業外事業の生産物を販売して代金を受け取っていない売掛分、労賃・地代などの未収入分の期首・期末現在の未精算残高を計上した。

(7) 未処分漁業生産物

漁業生産物で期首・期末現在に未販売又は未処分の形態で存在するものを評価計上した。

生産物で自家経営内の他事業に振り向けるものの在庫数量がある場合はここに計上したが、同一経営内で、えさ、種苗などに振り向ける、いわゆる事業内の中間生産物については計上していない。

評価は、調査地における期首・期末現在の市場卸売価格により評価した。

(7) 漁業用資材

漁業に消費する目的で準備された漁業用生産資材について、期首・期末現在の在庫数量を計上した。期首価額は原則として購入価額によったが、購入価額が不明な場合は、調査地における時価によって評価計上した。期末価額は、年度内に異動のない限り期首価額と同額とし、年内増加分については、購入価額を計上した。

(2) 負債に在り高

ア 借入金

主要借入先別期首・期末現在の未精算残高を計上した。

イ 借入金を除く負債

(7) 仮受金

販売代金の前もらい、労賃の前もらいなどの期首・期末の未精算残高を計上した。

(イ) 買掛金（未払金）

資材・家財などを購入し、現金を支払っていない買掛け分、支払い期日がきたにもかかわらず支払いがなされていない未払い分などの期首・期末の未精算残高を計上した。

11 利用上の注意

(1) 養殖業漁家については主産地において調査を行っているが、標本数が少ないことから、事例的な調査結果であることに十分留意されたい。

(2) 統計表に使用した符号

統計表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」事実のないもの

「…」事実不詳又は調査を欠くもの

「0」単位に満たないもの

「△」負数又は減少したもの

連絡先 農林水産省大臣官房 統計情報部 構造統計課
水産統計室 漁業動態・経営統計班
電話（代表）（03）3502－8111 内線2673
（直通）（03）3591－0838